

開発行為等に伴う水道施設整備に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市水道事業の給水区域内において開発行為等を行う者(以下「開発行為者」という。)が、当該開発行為等に伴い福井市上下水道局の水道施設と接続する場合の水道施設整備に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為等 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する許可を受けた開発行為及びその他宅地開発とみなされる事業をいう。
- (2) 水道施設 開発区域に近接する公道又は開発区域内の計画道路に埋設する配水管及び当該配水管に付属する弁栓類をいう。ただし、当該配水管から分岐する給水装置を除く。

(適用の範囲)

第3条 この要綱は、福井市公営企業の設置等に関する条例(昭和41年福井市条例第37号)第3条第2項第1号に規定する水道事業の給水区域内で実施される開発行為等について適用する。

(費用負担)

第4条 水道施設整備に要する費用(設計費を含む。)は、原則として開発行為者の負担とする。

(事前協議)

第5条 開発行為者は、当該開発行為等における水道施設整備について、水道施設の整備計画、設計条件、消火栓の設置、及びその他必要と認める事項について福井市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)と協議しなければならない。

- 2 開発行為者は、消火栓の設置の有無、設置する場合の位置等について消防関係部署と協議しなければならない。
- 3 管理者は、第1項で協議した事項について適当と認めるときは、開発行為者に水道施設との接続同意の条件(別紙1)を交付するものとする。

(実施設計)

第6条 実施設計は、水道施設設計指針(社団法人日本水道協会)等に基づくものとする。

- 2 開発行為者は、事前協議事項に基づいた実施設計を行うものとし、配水管の口径、管種、布設位置等の設計条件、その他の実施設計の内容について、水道施設実施設計審査申請書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。
- 3 管理者は、前項の申請を速やかに審査し、適当と認めるときは、水道施設工事に係る施工の条件(別紙2)を付して、開発行為者に水道施設実施設計審査承認書(様式第2号)を交付するものとする。

(工事の施工)

第7条 開発行為者は、前条第3項の規定による承認を受けた後に水道施設工事に着手しなければならない。

- 2 開発行為者は、水道施設の施工を行う者(以下「水道業者」という。)を福井市水道本管工事業者から選定し、工事着工届(様式第3号)に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

ならない。

(1) 工程表

(2) 使用材料承諾願

(3) 資格証等の写し

3 水道業者は、工事の施工について、福井市土木工事共通仕様書を遵守するものとし、施工にあたり疑義が生じた場合は管理者と協議し、合意のうえで行うものとする。

(使用材料)

第8条 水道施設に使用する材料は、管理者が指定したものとする。

(工事の立会等)

第9条 管理者は、福井市上下水道局職員の中から監督員を指名するものとする。

2 水道業者は、水道施設の安全性を確保するため、使用材料、水道の布設及び埋設状況、水圧試験について、適正な時期に監督員の確認を受けなければならない。

3 連絡工事は、監督員の指導及び立会いのもとで実施するものとする。

4 水道施設工事に伴う苦情及び二次災害の補償等は開発行為者にて対応処理するものとする。

(工事の完了及び検査)

第10条 開発行為者は、水道施設工事が完了したときは、次の書類を添えて、速やかに水道施設工事完成検査申請書(様式第4号)を管理者に提出し、検査を受けなければならない。

(1) 工事竣工図

(2) 工事写真一式

(3) 水圧試験報告書

(4) その他管理者が必要と認めるもの

2 管理者は、前項の申請があったときは、検査員を指名し、水道業者立会いのうえ、検査を実施するものとする。

3 管理者は、前項の検査により合格と認めるときは、開発行為者に水道施設工事完成検査結果通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(寄付採納と帰属)

第11条 開発行為者は、前条第3項の規定による通知を受けたときは、速やかに水道施設寄付採納届出書(様式第6号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の届出を適当と認めるときは、開発行為者に水道施設寄付採納承諾書(様式第7号)を交付し、当該承諾書をもって、水道施設は上下水道局に帰属するものとする。

(審査手数料等)

第12条 管理者は、当該開発行為等における設計審査、工事監督及び工事検査に要する手数料は徴収しない。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、開発行為者と管理者双方が協議を行うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙 1)

水道施設との接続同意の条件

- 1 . 水道施設整備に要する費用(設計費を含む。)はすべて開発行為者の負担とする。
- 2 . 実施設計は、水道施設設計指針(社団法人日本水道協会)等に基づくものとする。
- 3 . 事前協議事項に基づいた実施設計を行うものとし、配水管の口径、管種、布設位置等の設計条件、その他の実施設計の内容について、水道施設実施設計審査申請書(様式第 1 号)を上下水道局に提出すること。
- 4 . 水道施設実施設計審査承認書(様式第 2 号)を受領後でなければ、水道施設工事に着手してはならない。
- 5 . 水道施設工事を行う者を福井市水道本管工事業者から選定し、工事着工届(様式第 3 号)に 工程表、 使用材料承諾願、 資格証等の写しを添えて上下水道局に提出すること。
- 6 . 水道施設に使用する材料は、上下水道局が指定したものとする。
- 7 . 水道施設工事が完了したときは、速やかに水道施設工事完成検査申請書(様式第 4 号)を上下水道局に提出し、検査を受けること。
- 8 . 水道施設工事完成検査結果通知書(様式第 5 号)を受領後、速やかに水道施設寄付採納届出書(様式第 6 号)を上下水道局に提出すること。
- 9 . 水道施設寄付採納承諾書(様式第 7 号)を受領後に、水道施設は上下水道局に帰属するものとする。

(別紙2)

水道施設工事に係る施工の条件

1. 水道施設施工業者は、工事の施工について、福井市土木工事共通仕様書を遵守するものとし、施工にあたり疑義が生じた場合は上下水道局と協議し、合意のうえで行うこと。
2. 水道施設の安全性を確保するため、次の項目について、関係書類を添えて適正な時期に監督員の確認を受けること。
 - 使用材料
 - 配水管の布設及び埋設状況
 - 水圧試験
3. 連絡工事は、監督員の指導及び立会のもとで実施すること。
4. 水道施設工事に伴う苦情、及び二次災害の補償費は、申請者にて対応処理すること。
5. 水道施設工事が完了したときは、次の書類を添えて速やかに完成検査を受けること。
 - ・ 工事竣工図（電子納品）
 - ・ 工事写真一式（電子納品）
 - 着工前及び完成後写真
 - 施工中の写真
 - 上下水道局職員の確認状況写真
 - その他
 - ・ 出来形管理図
 - 管布設出来形図（オフセット図）
 - 管割表・実測値図・締付トルク成果表
 - 継手チェックシート
 - ・ 品質管理
 - 使用材料承諾書、材料検査結果書
 - 材料の日本水道協会検査証
 - 水圧試験報告書
 - ・ 材料納品伝票、材料集計表
 - ・ その他必要と認めるもの